

西予市オフセットクレジット（J-VER）販売要領

（趣旨）

第1条 この告示は、西予市が施業計画対象林で取得したオフセット・クレジット（以下「西予市 J-VER」という。）を、カーボン・オフセットに取り組む事業者、団体等へ販売することに関して必要な事項を定める。

（購入者の募集）

第2条 西予市 J-VER の購入者（以下「購入者」という。）の募集は、原則として市ホームページ等により行うものとする。

2 西予市 J-VER の販売は、西予市が保有する数量の範囲内で行うものとする。

（販売予定単価・数量）

第3条 西予市 J-VER の販売予定単価は、10,000 円／トン（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

2 最低販売量は原則 1 トン（t-co2）とし、1 トン（t-co2）単位で販売する。

（購入の申込み）

第4条 西予市 J-VER の購入を希望する者（以下「購入希望者」という。）は、申請書類（別記様式）を持参、郵送又は電子メールのいずれかの方法により、市長に提出するものとする。

2 前項に掲げる規定は、次に掲げる事業者、団体等を対象外とする。

（1） 各種法令に違反している事業者等

（2） 違法又は不適当な行為により営業停止その他の不利益処分を受けている事業者、団体等

（3） 暴力団又は暴力団の構成員であると認めるに足りる相当の理由がある事業者、団体等

（4） 市税の滞納がある事業者、団体等

（5） 行政機関からの行政指導による改善がなされていない事業者等

（6） その他本事業の適正な実施ができないと認められる事業者、団体等

3 市長は、第1項の規定による申込みがあった場合で必要と認めるときは、購入希望者に対し、資料の提出を求めることができる。

（購入者の決定）

第5条 市長は、前条の規定による申込みがあった場合は、先着順に当該申込みの内容を審査のうえ、購入者を決定する。

2 市長は、売払いの適否について購入希望者に書面により通知する。

(契約書の作成)

第6条 市長は、前条第1項の規定により購入者を決定したときは、西予市 J-VER の移転等に関する契約書を作成の上、当該購入者と取り交わすこととする。

(売買代金の納付)

第7条 購入者は、西予市 J-VER の売買代金を、市長が指定する期日までに、市長が発行する納入通知書により納入する。

(西予市 (J-VER) の移転)

第8条 市長は、購入者からの売買代金の納入を確認した後、オフセット・クレジット (以下、「J-VER」という。) 登録簿の操作により市の保有口座から購入者が指定する口座へ西予市 J-VER の移転手続を行うものとする。

2 購入者が口座を保有しない場合及び口座を指定しない場合は、市が J-VER 登録簿上の西予市 J-VER について無効化を行い、気候変動対策認証センターに対して無効化証明書の発行を依頼する。

(協議)

第9条 この告示に定めのない事項について疑義が生じた場合は、市長と購入者双方が誠意を持って協議し、解決を図るものとする。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 25 年 5 月 10 日から施行する。